

議案第143号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定に
ついてのうち健康保険部が所管する部分

議案第145号 大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を
改正する条例の制定について

それでは、議案第143号大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち健康保険部が所管する部分及び議案第145号大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

資料の2ページをお願いいたします。

今回の条例の一部改正については、衛生課が所管する手数料に関し、手数料見直し方針を踏まえて検討を行った結果、先般改正されました滋賀県の手数料と同額に増額改正するものでございます。

施行日は滋賀県と同様、令和7年4月1日としております。

続きまして、改正の内容について御説明申し上げます。

改正する手数料及びその内容については3ページから6ページまでに記載のとおりであり、改正する手数料は、手数料条例に規定する食品衛生法関係64件、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する

る法律関係 4 件、と畜場法関係 4 件、生活衛生営業 6 法関係 1 1 件、滋賀県遊泳用プール条例関係 2 件、温泉法関係 2 件及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係 8 件と化製場等に関する法律施行条例に規定する 2 件の合計 9 7 件となりまして、現行手数料、改正後手数料及び増加額についてもそれぞれ記載のとおりでございます。

7 ページをお願いいたします。

今回の手数料改正による収入増加額は、令和 5 年度の実績から試算したところ、6 0 万円程度となるものと見込んでおります。

8 ページから 1 7 ページまでが手数料条例、1 8 ページが化製場等に関する法律施行条例の新旧対照表となりますのでご参照ください。

以上で、議案第 1 4 3 号大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてのうち健康保険部が所管する部分及び議案第 1 4 5 号大津市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。